

(別紙)

厚生労働省の業務改善事例 (平成22年3月第5週までの報告分)

改善事例1

一般用医薬品販売制度の施行状況に関する調査

【改善点】

3月24日に、販売の現場で薬事監視等を行っている都道府県等の自治体に対し、一般用医薬品の販売制度に関する苦情相談窓口の設置状況や、薬局・店舗のインターネット等による通信販売に関する自治体への届出状況について調査票を送付しました。

今後、回答を取りまとめ、各自治体の苦情相談窓口の一覧を厚生労働省ホームページで公開するなど、国民の皆様の御意見を制度改善につなげるための取組を進める予定です。

(照会先)

医薬食品局総務課(内線2712)

改善事例2

労働保険の年度更新業務の円滑な運営(コールセンターの設置)

【改善点】

労働保険の手続や制度改正等(雇用保険料率の改定等)についての問い合わせに迅速かつ的確に対応するため、労働保険の年度更新期間(6月1日~7月12日)を中心に、コールセンターを設置することにしました。

平成22年5月中旬の開設に向け、現在、準備を進めているところであり、準備が整い次第、順次、御案内してまいります。

(照会先)

労働基準局労働保険徴収課適用係(内線5156)

改善事例 3

雇用に関する助成金の申請手続の簡素化・迅速化

(介護労働者設備等整備モデル奨励金、中小企業人材確保推進事業助成金)

【改善点】

雇用に関する次の助成金について、申請手続を簡素化・迅速化することにしました。平成 22 年 4 月から実施しています。

介護労働者設備等整備モデル奨励金

< 助成金の概要 >

介護労働者の作業負担軽減や腰痛対策のため、事業主が介護福祉機器（移動用リフト等）の「導入・運用計画」を提出し、都道府県労働局の認定を受けて導入・運用した場合の助成金。

< 改善点 >

「導入・運用計画」の認定や支給申請書の受理・支給決定の審査等が円滑に行えるよう、職員用チェックシートを作成・配布しました。

中小企業人材確保推進事業助成金

< 助成金の概要 >

事業協同組合等の中小企業の団体が、その構成員である中小企業における人材の確保や労働者の職場定着を支援するための取組（合同企業説明会の開催、求職者に対する就業体験機会の提供など）を行う場合に、費用の一部を助成。

< 改善点 >

助成対象事業に係る会計とそれ以外の会計を区分するために作成していた特別会計帳簿を廃止しました（他の提出書類により職員が確認します）。

（照会先）

職業安定局雇用政策課介護労働対策室介護労働対策係（内線 5785）

職業安定局雇用開発課雇用管理係（内線 5805）

改善事例 4

仕事と家庭の両立支援に関する助成金の制度・運用の改善

(両立支援レベルアップ助成金(子育て期の短時間勤務支援コース)、中小企業子育て支援助成金(育児休業助成))

【改善点】

仕事と家庭の両立支援に関する次の助成金について、制度・運用を改善しました。
平成 22 年 4 月から実施しています。

両立支援レベルアップ助成金(子育て期の短時間勤務支援コース)

< 助成金の概要 >

子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度の導入を行い、制度の利用者が生じた事業主の助成金。

< 改善点 >

類似の助成金(中小企業子育て支援助成金の短時間勤務助成)と統合し、制度を簡素化した上で、助成額を拡充しました。

(常時雇用労働者数 1 ~ 100 人の企業において、最初の制度利用者が生じた場合に 100 万円など)

中小企業子育て支援助成金(育児休業助成)

< 助成金の概要 >

育児休業の制度を設け、育児休業取得者が初めて出た中小企業事業主に対する助成金。

< 改善点 >

- ・ 育児休業から復帰後の継続就業を促すため、育児休業終了後の継続勤務要件を 1 年間としました。(但し、平成 22 年 5 月 1 日以後育児休業を終了する方から適用。)
- ・ 助成金の受付・審査について、これまでは(財)21 世紀職業財団を経由しても行っていましたが、これを改め、すべて都道府県労働局雇用均等室に一本化しました。
- ・ 助成金申請資料について、一般事業主行動計画策定・変更届(写)、雇用保険関係書類等の添付は必要ないこととしました。

(照会先)

雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課就業援助係(内線 7866)

雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課啓発援助係(内線 7856)

改善事例 5

学校・保育所から市町村・児童相談所への定期的な情報提供

【改善点】

本年 1 月に東京都江戸川区において発生した児童虐待が疑われる子どもの死亡事件を受け、文部科学省と厚生労働省において、教育機関と福祉部門相互の連携を強化するための方法等について検討してきました。

3 月 25 日に、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を策定し、文部科学省から地方公共団体の教育部門に、厚生労働省から地方公共団体の福祉部門にそれぞれ通知を发出了しました。

今後は、この指針に基づき、学校の在籍児童等について要保護児童対策地域協議会で児童虐待ケースとして管理されている等の場合に、当該児童の出席情報等について情報提供を行うこととしており、これにより児童虐待の早期対応に努めてまいります。

(照会先)

雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室調整係(内線 7799)

改善事例 6

若手職員に対する年金業務の現地研修

【改善点】

現場の経験を今後の施策の企画・立案につなげるため、年金局の若手職員 30～40 人を対象に、年金相談、適用、保険料収納の相談指導及び滞納事業所等への訪問同行等の現地研修を行うことにしました。日本年金機構の協力を得て、4～6 月にかけて、1 人につき 3、4 回ずつ実施する予定です。

(照会先)

年金局総務課庶務係(内線 3314)

改善事例 7

全国各地の好事例の取材と情報共有

【改善点】

厚生労働白書の作成のために行っている現地取材について、昨年度の外部委託を改め、厚生労働省職員が自ら、地域のバランスも加味した上で全国各地の好事例を取材しました。

取材により得られた情報は、厚生労働白書の中のコラムにまとめるほか、有益と考えられる情報については担当部局に情報提供し、貴重な現場の経験を組織として共有することとしています。

(照会先)

政策評価官室(内線 7777)

(注) この資料は、厚生労働省内の各部局において実施した業務改善事例の中から、主なものを抜粋し、取りまとめたものです。